

生駒市教育委員会規則第9号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表を次のように改める。

2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

		預かり保育料の額	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4に掲げる小学校就学前子ども（次掲に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）	午前11時30分から午後3時まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	0円	1,050円
	午前11時30分から午後4時まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	0円	1,350円
	午前11時30分から午後4時30分まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	0円	1,500円
	午後2時から午後3時まで（教育時間の終了時間が午後2時である場合）	0円	300円

	午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	600円
	午後2時から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	750円
法第30条の4第1号に掲げる学校就学子どもであつて、その者が1月おいて、48時間未満の労働時間、又は、その者が、その者の年齢及び第2号に掲げる学校就学子ども	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	525円
	午前11時30分から午後4時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	675円
	午前11時30分から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	750円
	午後2時から午後3時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	150円
	午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	300円
	午後2時から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	375円

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未

満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。

- 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。